

決済WG 5-13

既配付資料
(決済WG 4-12)

参 考 資 料

平成 20 年 7 月 2 日

金 融 庁

決済に関する論点の中間的な整理について〈抜粋〉 (決済に関する研究会)

II 決済に関する新しいサービス

1. 検討の枠組み

決済が単に債権・債務の解消であるとするれば、例えば、収納代行サービスについては、収納代行業者が受領権限を有すれば支払人からの資金の受領によって決済は法的には終了すると考えることができる。この場合、収納代行業者がさらに収納機関に資金を移転することは、別個の決済と考えることができる。しかし、本来は支払人と収納機関との間に債権・債務関係があり、その解消が行われることが重要であるとするれば、収納代行業者から収納機関が資金を受けることによって決済が実質的に終了すると考えることもできる。同様に、第三者型の前払式証票についても、加盟店の財・サービスの提供に対し利用者が前払式証票を利用することで決済は終了すると考えることも、前払式証票の発行者から加盟店が資金を回収することで決済が実質的に終了すると考えることもできる。

このように、決済に関する新しいサービスについて検討するには、既存の法律関係に当てはめて考えるだけでは不十分であり、資金の受渡しの仕組みをみて、どのような利用が行われ、どのような機能を有しているのかを検討する必要がある。その上で、既存の制度にとらわれず、制度のあり方について検討を行う必要がある。

決済に関する新しいサービスについては種々の整理が可能と考えられるが、例えば、次の2つに大別することができると考えられる¹¹。

① 資金移動サービス

収納代行サービス、代金引換サービス、口座振替代行サービス、エスクロー・サービス、送金サービス¹²等、支払人から受取人への資金の移動を仲介することを目的とするもの

② 資金前払サービス

利用者から前払の資金を預かり、事業者が前払式証票の発行や資金の記録を行い、この資金をもって利用者の財・サービスの購入時の支払に充てることを目的とするもの

いずれのサービスにおいても事業者が利用者から資金を預かるが、資金移動サービスについては資金の移動を仲介することを目的とし、資金前払サービスについては財・サービスを提供することを目的とする。ただし、第三者型の資金前払サービスでは、事業者が、利用者

と加盟店の間の資金移動を仲介することから資金移動サービスの性格を有するとも考えられる¹³。

なお、資金移動サービス、資金前払サービスのいずれかに位置づけられないサービスとして、ポイント・サービスがあると考えられる。

このような整理を踏まえ、同様の性格のサービスに対しては同様の制度となるよう留意する必要がある。例えば、資金前払サービスについては、現在、前払式証票規制法（前払式証票の規制等に関する法律）があり、発行者に対する供託義務等が定められている。しかし、サーバのみで記録が管理されるものについては同法は及ばない。このような状況が生じることのないよう、新しいサービスを広く視野に入れ、制度整備を図ることが必要と考えられる¹⁴。

制度整備を図る場合には、利用者保護や個々の取引の安全の確保の観点から検討を行う必要がある。また、決済システムの安全性・効率性・利便性の観点からも検討を行う必要がある。同時に、新しいサービスの発展を促し、既存のサービスに競争を促すというイノベーションの促進の観点から検討を行う必要がある¹⁵。決済に関する新しいサービスについて、これらの観点から調和が図られた適切な制度を整備することが必要である。

さらに、何らかのルールが必要としても、事業者による自主的なルール等に委ねられることで十分か、法的枠組みが必要かについても検討を行うことも必要である。

2. 利用者保護と取引の安全

(1) 利用者の意思の確実な履行

資金移動サービスにおいては、利用者保護の観点から、当事者の資金を移動しようとする意思（指図）が仲介者（事業者）によって確実、適切に履行されることが重要であり、履行が担保される仕組みが必要である。例えば収納代行サービスにおいては、収納代行業者が資金を受領する権限を収納機関から明示的に与えられていれば、支払人が収納代行業者に支払うことで支払人の意思は実現され支払人の保護は図られることになる¹⁶。しかし、収納機関も収納代行サービスの利用者であり、受領権限を与えた収納機関が収納代行業者から資金を回収することが収納機関である利用者の保護と考えることもできる。これについては、収納機関は事業者であることが多く¹⁷、自ら収納代行業者を選択したのだから保護の程度が低くとも問題ないと思えることもできる。

また、例えば、送金サービスにおいては、支払人から受取人に資金が予定通りに渡ることが担保される仕組みが必要である。特に、支払人や受取人が消費者である場合には、その必要性が高いと考えることができる。しかし、例えば、少額に限定されたサービスであれば、利用者保護の程度を低くしても許されると考えることができる。また、利用者保護の規制のあり方として、資金が毀損されないよう保全が図られれば十分との考えもありうる。利用者が大口の企業に限定されているような場合には、資金が支払人から事業者・受取人へ移転する時期についてルールが明確化されれば、十分との考えもありうる。

資金移動サービスについては、事業者の破綻等により資金移動が実現しない場合には予定していた資金を受け取れないこともある。その結果、社会的混乱が生じる可能性を考えれば、単に個々の利用者保護の観点だけでは不十分であり、社会的な影響について検討する必要がある。特に、事業者間で送金網（ネットワークの形成による事業者間決済）が作られる場合を検討する必要がある。送金網を形成する事業者のいずれかが破綻したときに大きな社会的混乱¹⁸の問題が発生する可能性があるとするれば、事業者に対して厳格な規制が必要と考えられる。これに対し、送金網を形成する事業者は銀行のような金融仲介機能や信用創造機能を有さず、銀行の場合と同様の社会的な影響は生じないとすれば、銀行ほどの規制は必要ないとも考えられる。また、受け取った資金について、分別管理や流動性を勘案した上での安全資産への運用が義務づけられていれば、社会的な影響が生じることは少ないとも考えられる。

他方、事業者の破綻等によって社会的な混乱が生じる可能性があるとしても、資金移動サービスは、金融仲介機能や信用創造機能を有する銀行ほどの役割を果たすものではないとするれば、銀行による振替等と同一視すべきではないと考えることもできる。特に、事業者が取り扱う金額や件数に着目し、1件あたりの金額が少額な場合には社会的な影響は小さいと考えることもできる。ただし、1件あたりの決済は少額であっても事業者が取り扱う総額が大きい場合にはやはり影響が大きいと考えることもできる。

資金前払サービスにおいては、前払をした利用者が前払金によって事業者から財・サービスの提供を将来受けることが担保される必要がある。また、第三者型の資金前払サービスにおいては、加盟店も利用者であり、発行者から資金を確実に回収することができることが重要と考えることもできる。しかし、加盟店は事業者であり、自らの責任でそのサービスの仕組みに加わったことから、保護の程度が低くとも問題がないと考えることもできる¹⁹。

資金移動サービス、資金前払サービスのいずれのサービスにおいても、不適切な利用に結びつかないように、例えば、資金移動がマネー・ローンダリングに利用されないための方策について留意する必要がある。

また、決済に関する新しいサービスの多くについては、その業務において情報システムや通信ネットワーク等の果たす役割が大きい。これらのサービスは、情報システムに障害が発生した場合に業務への影響を受けやすく、通信ネットワークを通じた非対面でのサービスの提供等に伴う第三者によるなりすまし（決済手段の偽造・変造等）等の不正行為が発生する危険性もある。特に決済に関する新しいサービスでは、こうしたシステム障害や不正行為の発生によって、利用者の意思が履行できなくなり利用者に損害が生じる可能性や、取引に混乱が生じる可能性があることから、事業者にとってはシステムの安定稼働や情報セキュリティの確保のための十分な対策を講じることが重要である。その際、求められる技術水準や技術内容は一様ではなく、技術革新やビジネス・モデルの多様化に応じて変わりうるものである。このような変化にタイムリーに対応できるよう、事業者の自主的な取組みや監督のあり方を考えることにより、事業者の適切な対応をどのように確保するかについて検討する必要がある。

(2) 預かった資金の保全

資金移動サービス、資金前払サービスのいずれのサービスにおいても、通常、資金の受入れが行われるため、事業者が利用者から資金を預かったまま破綻した場合には、資金移動等の目的が果たされないことになる。

資金の受入れを行う銀行は、決済機能に加え、預金を融資等に運用するなど金融仲介機能や信用創造機能を果たし、取付けやシステミック・リスクの問題が生じることから厳格な規制が必要とされる。新しいサービスを提供する事業者が、資金決済システムにおいて銀行と同様の機能を果たすとするれば、銀行に対するのと同程度の厳格な規制が必要と考えられる。他方、そうではないとするれば銀行ほどの高い規制は必要ないと考えられる。

資金移動サービスについては、事業者がサービス毎に資金を受け取ることが想定され、支払人や受取人の口座に資金の滞留が予定されていないことから、高度な決済機能は有さないと考えられる。他方、事業者があらかじめ複数の送金のための資金を受け取る場合など支払人や受取人の口座に資金が滞留する場合には、決済機能が高まることになる。

資金前払サービスについては、利用者が前払をした資金によって、財・サービスの提供を将来受ける権利を、財・サービスの価値の変動リスクを含めて購入したと考えれば、利用者保護の必要性は低いと考えることもできる。これに対し、前払をすることは資金を預け、将来の財・サービスの提供時点で前払をした資金によって決済が行われると考えれば、前払をした資金の保全の必要性が高まる。特に、前払をした資金の返還が可能な場合（換金性がある場合）には、利用者への価値の変動リスクの移転は生じないと考えられ、利用者保護の必要性は高いと考えることもできる。

また、資金前払サービスについて換金が認められる場合には、事業者の破綻によって取付けが生じる懸念がある。さらに、事業者が滞留した資金を元手として貸付を行うときには銀行のような金融仲介機能を果たすことになり、仮に、事業者が設定しているサービス口座に記録しそれが決済に用いられる形で貸出を行うときには、銀行のような信用創造機能を有する可能性もあると考えられる。

新しいサービスを提供する事業者が破綻に至らないよう、参入資格や検査・監督についての検討や、預かった資金についての分別管理、安全資産（及び流動資産）への運用、信託等の保全²⁰についての検討が必要である。この場合、銀行との比較だけではなく、次のような点についても検討が必要と考えられる。例えば、預かった資金が事業者に滞留する期間が短ければ、事業者の破綻によって支払人・受取人が資金を失うリスクが低下し資金保全の必要性は低下するのか²¹。利用について上限が設けられていたり、利用される範囲が特定の地域等に限定されていたりすれば社会的影響は小さいと考えてよいか²²。このような区分に応じて保護の程度が異なることも考えられる²³。また、イノベーションを促進する観点を忘れてはならず、法規制によらず、事業者の自主的なルールや、契約関係等の開示によって利用者が適切な判断を行うことを可能とするなどの方法によって利用者の保護を図ることも必要と考えられる。

(3) 多数の事業者の関与

決済に関する新しいサービスの多くは、情報通信技術を用い、サービス提供者以外にコンピュータ・システム業者やデータ処理事業者等の多数の事業者が関与する。このほか、第三者型の資金前払サービスにおいては財・サービスを提供する事業者が存在する。収納代行サービスにおいては当初収納代行業者（コンビニエンス・ストア）と特定の収納機関（電力会社等）との間で直接サービスが提供されていた。しかし、クレジットカード業者等が収納機関から委託を受けて、コンビニエンス・ストアに収納代行を委託する例など、サービスを提供する事業者が複層化する場合もみられる。このような多数の事業者の関与に対応した制度整備を検討する必要があると考えられる。

また、多数の事業者が関与することから、システム・トラブルやなりすまし等が生じた場合には、関係者間の責任の分担が不明確であっては利用者保護に欠けることとなる。また、責任分担が明確であってもその開示が不適切では利用者保護に欠ける。このため、責任分担ルール等について、どのようなものを、どの程度必要とするのかを検討する必要がある。例えば、当事者間の契約に委ねることや私法上の特別なルールを導入することも考えられる。この点で、銀行の場合や、取り扱う金額の大小等を比較して検討する必要があることは、(2)の場合と同様であると考えられる。

3. 新しいサービスの提供の促進

決済に関する新しいサービスについては、銀行法の「為替取引」、「預金」、出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）の「預り金」、前払式証券規制法の「前払式証券」など現行法との関係が問題となりうる。新しいサービスとこれらの法律との関係を明らかにすることが必要である。その際には、新しいサービスを単に規制する観点から検討するのではなく、法的安定性・予見可能性を確保し、事業者に新しいサービスの提供を促す観点から検討が行われることが重要である。

「為替取引」については、判例²⁴で「『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」とされている。資金移動サービスは利用者間で資金を移動しようとするものであることから為替取引との関係が問題となる。資金前払サービスであっても、利用者間の資金（前払金）の記録の移転サービスを行う場合、特に併せて換金・返金を行う場合には、資金を移動する機能を有しうることから同様に問題となりうる。

銀行法の規制は資金決済システムの安全性や信用秩序の維持の役割を果たし、地下銀行の摘発など不正防止にも役立っており、引き続き現在の規制を維持する考え方もありうる。他

方、銀行法の規制は為替取引を幅広く捉えすぎており、事業者が銀行法との抵触を恐れ、決済に関する様々なサービスを安心して提供することを妨げているとの考え方がある。また、銀行法の趣旨²⁵に反しないようなサービスの仕組みであれば、銀行以外の者が資金移動サービスを提供することに問題はないとも考えられる。さらに、制度整備が図られることで、サービスの適切な利用も促進され、銀行との競争の促進が図られるなど利用者の利便が増すとも考えられる。

ただし、為替取引など資金移動についてはマネー・ローンダリング防止の観点がより重要性を増してきている。例えば、収納代行サービスにおいて、何人もが収納機関となり代金等の請求・支払に利用することが可能であるとすれば、架空請求詐欺等によるマネー・ローンダリングに悪用される懸念もある。制度整備に際しては、このような懸念に対して応えることができるよう留意する必要がある。

「預り金」は、一般大衆を保護するため²⁶、預金等と同様の経済的性質を持つものとされ、銀行など法律に特別の規定のある者以外が行ってはならないとされる（出資法第2条）。資金移動サービスでは、受取人に渡すべき資金が事業者に一時的に滞留することが問題となりうる²⁷。資金を預かるとしても、専ら資金移動の目的を達成するための一時的なものであり、運用を予定したものでもないことから、預り金に該当しないと考えることもできる。しかし、資金の滞留が長期間にわたったり、これを運用して支払額以上の金額を返還することを約するような場合も想定できなくはなく、およそ出資法に反しないというものでもない。資金前払サービスでは、前払を受けた資金が問題となりうる。前払金は契約に基づき一定範囲の金銭債務（財・サービスの代金の支払債務）の弁済に充てることを予定したものであり、預り金に該当しないと考えることができる。しかし、前払式証票を額面金額以下で販売し、額面金額で返金するような場合も想定できなくはなく、およそ出資法に反しないというものでもない。

このように、新しいサービスは出資法に抵触する可能性が低いと考えることができる一方、その仕組み如何によっては出資法の趣旨に反する場合もありうる。したがって、出資法の趣旨を守りつつ新しいサービスが提供されるよう、制度整備の検討を行う必要があるのではないかと。

なお、決済に関する新しいサービスは、クロスボーダーで提供される場合が考えられる²⁸。クロスボーダーで提供されるサービスを銀行以外の者が行うことが許されるのはどのような場合であるかが明確ではないとの指摘がある。国内の者が利用できる状態であれば適用があるなど様々な見方が考えられるが、他の場合と同様に、現行法の趣旨を踏まえて制度整備の検討を行う必要があるのではないかと。

4. 電子マネー

現在、電子マネーと名づけられた様々なサービスが提供されているが、電子マネーについて

ては、確たる定義があるものではない。このため、電子マネーを定義することによって制度整備を図る必要があるとの考え方がある²⁹。他方、どのようなものを電子マネーと定義するかは呼称の問題であり、電子マネーという概念から直ちに何らかの結論が導かれるものではなく、どのような機能を有する決済手段・決済媒体に対して、どのような制度整備を行うかを検討することが必要であるとの考え方もある。

電子マネーとして、現金、銀行預金以外の、電子的に発行される決済手段を念頭に置けば、発行者が、①現金、銀行預金（資金）を受け取って発行するもの（資金の裏づけがあるもの）と、②資金を受け取らずに発行するもの（資金の裏づけがないもの）とが考えられる。なお、少額に限定された新しいクレジット・カードが電子マネーと呼ばれることもあるが、クレジット・カードは決済媒体ないし指図手段であることから、ここでの整理では、電子マネーとしていない。

資金の裏づけのあるものについては、紙・ICチップに記録されるものであれば前払式証票規制法による規制があるが、インターネット上のサーバに記録されるもの（サーバ型）であれば同法による規制は現状では及ばない。同法と同様の規制を及ぼすことが必要と考えられるが、これで制度整備が十分であるかの検討も必要である。サーバ型について、換金・返金が自由に行われる場合や資金移動サービスが行われる場合など銀行預金と同様の決済手段として利用される場合には、現在の前払式証票規制法と同程度の規制では不十分と考えることもできる。この場合に、受け取った資金の全額について安全資産（及び流動資産）への運用を義務づければ、いわゆるナローバンク³⁰と異ならないとも考えられる。また、上限が設けられ小口の利用に限定される場合には、銀行預金のような機能まで果たすことはなく厳格な規制は必要ではないとも考えられる。

資金の裏づけのないものについては、ポイントについて決済手段としての保護について検討すると同様の検討が必要となると考えられる。

5. ポイント・サービス

ポイントには、財・サービスの販売金額の一定割合に応じて発行されるものや、来場や利用ごとに一定額が発行されるものなど多種多様なものがある。また、ポイントを利用して、景品への交換、商品の割引購入、前払式証票や現金・預金債権の取得等を行えるなど、ポイントによって得られる商品も多種多様である。さらに、ポイントの交換を行うサービスも提供されている。ポイントが電子的に発行・管理されることで、景品交換等に利用されるに止まらず、決済に利用される機会が増えていることから、決済との関係について検討を行う必要があると考えられる。

利用者がポイントを受け取る際に対価を支払っているかどうかに着目し、対価が支払われているとすれば、ポイントを資金前払サービスとして考え、利用者保護等について検討を行う必要性が高いと考えられる。対価が支払われておらず、利用者が景品・おまけとして受け

取っているとすれば、利用者保護等について検討を行う必要性は高くないと考えられる。しかし、景品・おまけであるとしても財・サービスの購入等にあってポイントの獲得が考慮されているとすれば、資金前払サービスと同じ程度ではないとしても、利用者保護等について検討を行う必要性があるとも考えられる。このため、まず、ポイントが利用者からの対価を得て発行される場合はどのような場合であるかを整理することが必要である³¹。特に、昨今盛んに行われているポイントの交換をどう位置づけるかという問題がある。通常無償で交付されているポイント(a)、(b)について、(a)を(b)に交換する場合、利用者は(b)を得るために(a)を対価として支払っていると考えれば、(b)を発行する事業者は、利用者から対価を得て発行していると考えることができる。他方、景品・おまけとして得た(a)が、(b)に交換されるとしても、景品・おまけとしての性格が変わりはなく、(b)も景品・おまけとして発行されていると考えることもできる。

次に、ポイントが決済手段としての機能を有するかどうかに着目し、他のポイントへの交換が広く認められるなど流通性・汎用性を有する場合に、決済手段としての保護について考えることができる³²。この点について、ポイントは顧客囲い込み等の目的のために発行されるものであり、事業者がポイントに過度の流通性・汎用性を与えることは考えにくいという見方ができる。また、合理的な企業行動をとれば過度なポイント発行は行われにくいいため、利便性やイノベーションを阻害しないよう事業者の自主的な取組みに委ねることが適当との見方もできる。他方、当事者が想定しない形でポイントが発展し、高い流通性・汎用性が生じうるとの見方もある³³。ポイントが、いつでも何にでも交換可能となるような汎用性を持てばそれ自体が通貨となりうる。通貨に至らないまでも決済手段としての性格が強まるとすれば、それに応じた利用者保護、ルールの整備等の必要性が増すとも考えられる。特に、換金性が高い場合には、ポイントの送付によって実質的な送金を行うことが可能であることから、このようなサービスについては、資金移動サービスと同様の検討が必要と考えられる。

このほか、ゲームに利用されるポイント(ゲーム・ポイント)をどう考えるかという問題もある。特にインターネットで利用されるゲーム・ポイントについては、海外では、ゲームだけでなくサイト内での財・サービスの購入への利用や、換金ができるものも現れている。現状では大きな問題は生じていないとの見方もできるが、他方、一般のポイント・サービス以上に決済手段として用いられる可能性が高いとの見方もできる。ゲーム・ポイントの利用も様々である。月額課金で一定のゲーム・ポイントが付与される場合や、リアルマネートレード³⁴で事業者がゲーム・ポイントを提供している場合等については、ゲーム・ポイントが利用者から対価を得て発行されているとみられる場合もあると考えられる。この場合には資金前払サービスとして検討することも必要となると考えられる³⁵。

なお、ポイント発行については、会計基準³⁶が適切に定められ、それに則り会計処理が適切に行われることが重要である。この会計基準の如何によってポイント・サービスの性格が異なるのか、会計処理とは別に資産保全等の制度整備が求められるのかについて検討することも考えられる。

6. その他

このほか、決済に関する新しいサービスについては、通貨制度との関係や金融政策との関係をどう考えるかなどの論点がある。

現在利用されているサービスによって、通貨制度との関係で問題が生じているとは考えられない。しかし、将来、新しいサービスによって提供される決済手段が通貨としての機能を有する場合には、紙幣類似証券取締法の適用³⁷などの通貨制度への信認を維持することができる制度整備について検討する必要がある³⁸。

金融政策との関係についても、新しいサービスによって提供される決済手段の流通に対しては、適切な対応を行うことが可能であると考えられるが、この点については今後とも検討する必要がある。

¹¹ 後払い方式による決済についても、少額利用に限定した新しいサービスがみられるが、従来のクレジット・カードと変わるところがないため、今回の検討の対象とはしていない。

¹² 「送金」は、親から子への仕送りに利用する場合など、必ずしも決済のために利用されるものではないが、多くの場合決済に利用されることから、決済に関するサービスとして位置づけられる。わが国では送金サービスは「為替取引」に該当し銀行のみが提供できることとされているが、ここでは、諸外国で行われているような銀行と同様の送金サービスをいう。

¹³ 「プリペイド・カード等に関する研究会報告」（平成元年2月17日）では、第三者型のプリペイド・カードについて「当座預金による資金決済に極めて類似した機能を持つ」とし、「この点で第三者型プリペイド・カードの発行主体は金融機関に類似している」とされている。

¹⁴ 制度整備の際には、既存の制度についても適切な見直しを行うことが必要である。

¹⁵ この点、ITWG の座長メモでは、「利用者が安心して民間事業者から利便性の高いサービスの提供を受けられ、かつ、民間事業者の側においても利用ニーズに応じた多様なサービスを創意工夫によって発展させることができるような環境の整備を適切に進めていく必要がある。」こうした観点から、政府は、「情報技術革新に伴うサービスの発展を阻害することのないよう配慮しながら」今後の検討を進める必要があるとされている。また、経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会第一次報告では、「金融取引や企業活動の多様化・高度化が進む中で、ナローバンク（決済専門銀行）やキャプティブ保険等、従来の業法が想定してこなかった新たな金融サービスに対するニーズが高まっている。このため、銀行、保険について、フル免許ではない簡易な特定免許を新設し、これらによる新たな金融活動を行なうことを可能とすべきである」とされている。

¹⁶ 収納代行サービスでは、収納代行業者と収納機関との契約において、収納代行業者の破綻の際の利用者の二重払いの危険からの保護に関する規定がないのが通例である。

¹⁷ 収納代行サービスでは、当初は公共料金等限定的な代金等の収納についてサービスが開始されたが、最近では不特定多数の収納機関から代金等の受領を受託する場合もある。

¹⁸ 銀行においては「システミック・リスク」と呼ばれ、「ある決済システムに参加する個別の金融機関や特定の決済システムにおける問題が、決済不能の連鎖や信認の低下を通じて、他の決済システムや、決済システム全体、あるいは金融システムに影響を及ぼすリスク」（「新しい日本銀行—その機能と業務（増補版）」日本銀行金融研究所編）とされる。

¹⁹ 現行の前払式証券規制法では、加盟店の保護は図られていない。

²⁰ 現金を輸送することを依頼された事業者が、特定性を持った現金のまま輸送を行い、事業者に対する他の債権と混同することがなければ、事業者の破綻に際しての資金の保全の問題は生じないと考えられる。このため、現金を直接輸送することについては、銀行法の適用はないとされている。

²¹ 例えば収納代行サービスでは、代金等を収納機関へ納付するまでの期間（収納代行業者における資金滞留）が1ヶ月を超え

る例があるなど相当の期間を要している実態も見られる。

22 ITWG の座長メモでは、「少額であり、かつ、決済システムの安定性に深刻な影響を与える懸念がないと判断される範囲でサービスを提供する場合には、その他の決済サービスとの間で、その取扱いに関して一定の差異を設けるなどの工夫も一案として考えられるのではないかと意見があった」とされている。なお、現在、Edy 等では、利用上限金額が設けられている。

23 前払式証券規制法では、自家型か第三者型か、未使用残高が 1,000 万円超かで規制が異なっている。

24 最高裁判例第三小法廷平成 13 年 3 月 12 日決定

25 銀行法の「為替取引」の趣旨は、「銀行法が為替取引を行うだけの営業行為を『銀行業』として概念付けたのは、多分に銀行制度が為替にもその淵源をもつ沿革上の理由に基づくものと思われるが、そのほかにも為替取引が隔地者間における資金授受の媒介という経済的に重要な行為であり、また、為替取引は実態的に信用関係を伴っていることなどを勘案して銀行業として位置づけられた。」「顧客との間には為替取引をなすときは、そこに信用関係が発生する。為替取引を営業として行う者に十分に信頼がおけなければ、為替取引の利用者は不安定な状況に置かれ、利用者の保護に欠ける。」「銀行法上、為替取引を営業とする者を銀行に限定しているのは、銀行の信用機能を信頼しこれに委ねることとしたため」（小山「詳解銀行法」152 頁）とされる。

26 出資法第 2 条の趣旨は、「預金の受入等の受信業務は、それが一般大衆を目的とするときは、その一般大衆から財貨を受託することになるのであるから極めて公共的色彩が強く、したがって、その契約の履行には確乎たる保障がなければならぬとともに、その業務がひとたび破綻をきたすようなことがあれば、与信者たる一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者にまでつぎつぎに被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがあり、これを自由に放任することは、預金等を為さんとする一般大衆の地位を保護し、社会の信用制度と経済秩序の維持と発展を図る上に適当でないので、既に銀行法等他の法律によつて、免許ないし認可を受けた金融機関等のみに行わせ、それ以外の者がこれを営むことを禁止している」（最大判昭和 36 年 4 月 26 日）ものとされる。また、「出資金又は融資金等の名義を用いたとしても、元本額又はそれ以上の額を弁済期に返還することを約旨として不特定多数の者から金銭を受け入れることは、同条にいわゆる預り金に当たる」（最小判昭和 31 年 8 月 30 日）とされる。

27 受領権限や資金の移動時点との関係によっては、預り金の関係は事業者と支払人との間で生じるとは限らず、受取人との間でも生じうる。

28 例えば、インターネットを利用して海外の事業者が国内の者と海外の者の間、あるいは国内の者と国内の者との間で資金移動サービスを提供する場合。国内の事業者が海外の者と海外の者との間で資金移動サービスを提供する場合。資金前払サービスでも、海外事業者が発行する前払式証券が国内又はインターネット上の加盟店で利用される場合。国内事業者が発行する前払式証券が海外加盟店等で利用される場合などが考えられる。

29 電子マネーの定義として、例えば次のものがある。

- ・「決済手段の電子化の仕組みにおいて貨幣価値を有するものとされるデジタル・データ」（「電子マネー及び電子決済に関する懇談会報告書」平成 9 年 5 月 23 日）
- ・「POS 端末経由で、または 2 つの機器間の直接転送で、もしくはインターネット等のオープン・コンピューター・ネットワーク上で、支払いを行う「ストアード・バリュー型」ないしプリペイドの支払メカニズム」（「電子バンキングおよび電子マネー業務のリスク管理（日本銀行仮訳）」平成 10 年 3 月 20 日バーゼル銀行監督委員会）
- ・「利用者から受け入れられる資金に応じて発行される電磁的記録を利用者間で授受し、あるいは更新することによって決済が行われる仕組み、または、その電磁的記録自体」（「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会報告書」平成 10 年 6 月 17 日）。
- ・「発行者に対する債権によって表章された金銭的価値であり、①電子的な媒体に蓄積され、②発行される金銭的価値の額を下回らない額の資金を受領することにより発行され、③発行者以外の者によって支払手段として受け入れられるもの」（EC 電子マネー指令 1 条 3 項 (b)）
- ・「証券、電子器機その他の物に電磁的方法により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。）」（外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 7 号ハ。ただし、政令は定められていない）

30 銀行の機能を 2 つに分けて、決済サービスのみを提供するものと、貸付を行うもの（貸付会社）とに分け、前者をナローバンク（狭義の銀行）というものである。コアバンクとも呼ばれる。ナローバンクについてのみ保有資産を安全資産（及び流動資産）に限定するほか、預金保険の対象とする等の厳格な規制によって資金決済システムを守る一方、貸付会社については規制を緩和し自由化することが唱えられる。1930 年代の大恐慌後のアメリカで議論・提案され、その後は、1980 年代における銀行倒産多発を契機として、その構想が決済の安定性維持を主張する論者から折に触れ主張されている。「決済機能の安定確保のための方策について」（平成 14 年 9 月 5 日金融審議会）においても、安全な決済手段を確保するための異なる選択肢として、「いわゆるナローバンク論に立脚したナローバンク勘定ともいふべき「決済用預金」の保護の仕組みを制度設計することが考えられる」とされている。

31 例えば、現在、ある事業者(A)が他の事業者(B)から対価を得てポイント(a)を発行している場合にも当該他の事業者(B)が無償でポイント(a)を交付している場合には、利用者は対価を支払わずにポイント(a)を受け取っていると考えられることから、前払式証券規制法の適用はないとの取扱いが行われている。

32 ポイント発行事業者が関与しないところで交換が可能なポイントがあるとするれば、交換業者については、ポイントが有価証券や金券に類似するものであれば、それを有償で売買する業者として扱うことが考えられる。ただし、現在提供されている電子的なポイントを交換するサービスは、発行事業者が関与している。例えば、消費者がポイント(a)を(b)に交換する場合には、(b)の発行事業者は消費者から(a)を得て(b)を交付することとなり、(a)の発行事業者から(a)に相当する対価が支払われるのが通例である。

33 流通性・汎用性の判断については、サービスの対象とする財・サービスが広範なものであるか、利用方法が容易なものであるかなどが考えられる。この場合、利用者数、発行残高など外形的な基準によることも考えられる。

34 リアルマネートレードとは、オンラインゲーム内の通貨やアイテムを現実の通貨（円、ドル等）で取引することをいう。3次元の仮想空間の中でゲーム参加者が自身の分身を用いて現実世界と同様の生活を営むことができるオンラインゲームがインターネット上で国境を越えて提供されているものがあり、ゲーム通貨がゲーム内で現実の通貨のように用いられている。

35 現行の前払式証券規制法においては、ゲーム用コインは使用場所が限定されていること等から適用が除外されている。インターネットで利用されるゲーム・ポイントについても同法の適用を及ぼす場合には、従来の整理が妥当かについても検討が必要と考えられる。

36 例えば、10万円の商品の販売に際して10%（1万円相当）のポイントを付与する場合、①10万円を売上げとし、将来利用が見込まれる金額を費用計上する処理、②9万円を売上げとし、1万円の負債計上を行う処理等が考えられる。

37 紙幣類似証券取締法では、「一様の形式を具え箇々の取引に基づかずして金額を定め多数に発行したる証券にして紙幣類似の作用を為すものと認めるときは」財務大臣がその発行、流通を禁じることができるとされる（同法1条）。同法については、「プリペイド・カード等に関する研究会報告」において、旧大蔵省から「一般的に言って、通貨（紙幣）の機能とは、何処でも、誰でも、何にでも、支払ないし決済の手段として利用できることであると考えられる。従って、この三つの要素のいずれかが欠けていけば紙幣類似とはならないとの考え方を基本」として運用を行うとの見解が示されており、財務省においても平成16年7月23日に地域再生本部に対し同様の見解が示されている。

38 「電子マネー及び電子決済に関する懇談会報告書」では、「電子マネーの普及により通貨秩序の維持に関わる事態が生じるような場合には、厳正な対応を図っていく必要がある」とされている。